

# 「市場化テスト」の手引き

## ～ 地方公共団体における 公共サービス改革の推進 ～

平成27年3月 内閣府公共サービス改革推進室

### I. 地方公共団体を取り巻く環境の変化

#### なぜ今「市場化テスト」なのか？

- 地方公共団体を取り巻く環境
  - ➔ 公共サービスに対する住民ニーズの多様化
  - ➔ ひっ迫する地方財政
  - ➔ 団塊世代職員の大量退職
- これまで進めてきた行政改革
  - ➔ 市町村合併、情報化の推進、行政評価の取組、民間活用の推進（アウトソーシング、指定管理者制度、PFI など）
- 公共サービスの改革
  - ➔ これまでの行革手法では不十分であった面をカバー
    - 透明かつ公正な競争の確保
    - コスト削減と公共サービスの質の維持・向上

⇒ 市場化テスト

### II. 市場化テストとは

#### 市場化テストとは

- ➔ 官の世界に競争原理を導入し、官における仕事の流れや公共サービスの提供の在り方を変えるものです。
- ➔ 具体的には、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質と価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組みになっています。
- ➔ 米国、英国、豪州などで既に実施され、経費削減のみならず、質の向上の面でも、サービス提供時間の短縮化などの効果をあげています。
- ➔ 「市場化テスト」という用語は、1990年代に英国政府で実施されていた官民競争入札の名称であった“market testing”もしくは“market test”の邦訳といわれています。

(注)「市場化テスト」の明確な定義はありませんが、このパンフレットでは、法に基づく「市場化テスト」(最狭義の市場化テスト)及び官民競争型の「市場化テスト」(狭義の市場化テスト)を中心に整理しています。なお、民間提案型の「市場化テスト」についても参考事例として取り上げています。

## 公共サービス改革法の制定

- ➡ 国および地方の財政は依然厳しい状況にある中で、これまで政府が大きな役割を果たしてきた制度について見直し、行政部門の徹底した効率化、経費削減を通じた「簡素で効率的な政府」を実現することが求められています。
- ➡ このような要請を受け、公共の仕事に競争原理を導入し、より良いサービスを提供しようという発想のもと、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下「公共サービス改革法」という）が平成18年7月7日に施行されました。

この法律により「市場化テスト」の手法が明らかになり、「法律の特例」の適用が必要でない業務については、地方自治法等に基づき地方公共団体の判断で官民競争入札等を実施できるよう整理されました。

入札の種類 対象業務	地方公共団体が実施する 「官民競争入札」	地方公共団体が実施する 「民間競争入札」
法律の特例あり (特定公共サービス)	本法で規定(第3章第3節)	本法で規定(第3章第4節)
法律の特例なし	地方自治法等において 対応可能 ※	地方自治法等において 対応可能

※ 「官民競争入札」は、公共サービス改革法のみで規定。法律の特例のない業務については、法の手続きを参考に地方自治法等に沿って対応することが可能。

- ➡ 公共サービスの実施を民間委託する場合に、法律上の制約があるものについては、公共サービス改革法で「法律の特例」を規定しています。
- ➡ 「法律の特例」を適用する必要があるサービスを、「特定公共サービス」と言い、現在、地方公共団体関連の業務では窓口5業務があります。(第34条)

- ① 戸籍謄本等の交付の請求の受付および引渡し
- ② 納税証明書の交付の請求の受付および引渡し
- ③ 住民票の写し等の交付の請求の受付および引渡し
- ④ 戸籍の附票の写しの交付の請求の受付および引渡し
- ⑤ 印鑑登録証明書の交付の請求の受付および引渡し

※外国人登録制度廃止に伴い「外国人登録原票の写し等」は削除済

- ➡ 国は、地方公共団体の要望等を踏まえ、民間委託を可能とするための「法律の特例」の追加、法令解釈の明確化など、環境整備を図ります。

## 公共サービス改革法の趣旨・理念

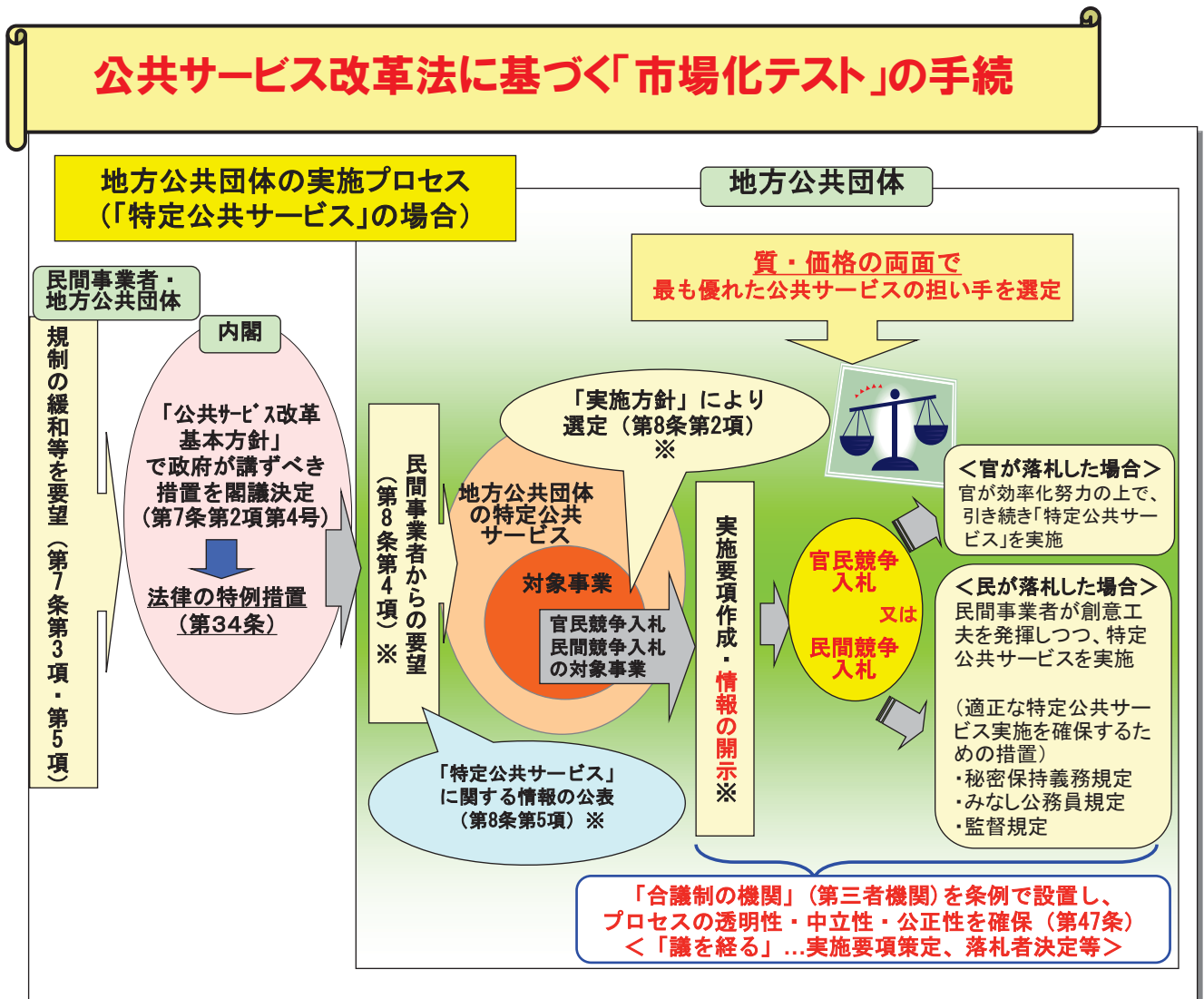
「簡素で効率的な政府」を実現する観点から

- 「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化するために
- 公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、「競争の導入による公共サービスの改革」を推進するものです。
- 具体的には、
  - ◇ 透明かつ公正な競争の確保  
(官民競争入札・民間競争入札の実施、第三者機関の設置)
  - ◇ コスト削減に加え、サービスの質の維持・向上を重視  
(民間事業者の創意工夫の反映、総合評価方式の導入)

することにより、公共サービスの改革を行います。

他方で、不要な公共サービスは廃止します。

### Ⅲ. 地方公共団体における市場化テスト



※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、努力義務となりました。なお、法第34条第1項各号の業務を官民競争入札又は民間競争入札の対象とする場合は、実施方針及び実施要項を策定する必要があります。

**法に基づき市場化テストを実施した場合のメリット**（民間事業者が公共サービスを担うための法律上の措置）

- ①**法律の特例**……………公務員が行うとされていた行政サービスも市場化テストの対象となります。（法第34条）
- ②**秘密保持義務規定**…民間事業者、従事者に対し守秘義務を課し、違反した者に対しては罰則が適用されます。（法第25条第1項）
- ③**みなし公務員規定**…民間人であっても、公共サービスに従事する者については刑法その他の罰則（賄賂罪、公務執行妨害罪、職務強要罪など）が適用されます。（法第25条第2項）
- ④**監督規定**……………民間事業者に対し報告を求め、必要に応じ立入検査等を行います。（法第28条で準用する第26条、第27条）

# 「公共サービス改革基本方針」における決定事項、 地方公共サービス小委員会の活動 等

(地方公共団体における「市場化テスト」導入の環境整備)

## 1. 窓口関連業務

- 5つの文書（住民票の写し、戸籍謄本など）の交付において、申請の受付、文書の引渡しに関する事務について、公共サービス改革法に「法律の特例」（特定公共サービス）を創設。法に基づき、市場化テストの実施が可能
- 都道府県による旅券の交付、警察による車庫証明の交付等について、申請の受付、文書の引渡しに関する事務を、法に基づかなくても民間委託できることを明確化
- 市町村の主な窓口業務24事項について、法に基づかなくても、公務員が常駐する場所で市町村の適切な管理の下にあれば、申請の受付、文書の引渡しに加え、端末操作、台帳への記載、書類の作成などを民間委託できることを明確化（※この場合においても、審査・決定については公務員が行うこと）
  - ◆ 詳細は、内閣府平成20年1月17日付通知「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」をご参照
- 労働者派遣法に抵触しない適正な請負（委託）事業の実施方法や、効率的な請負（委託）事業の事例について、「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」を厚生労働省と協議の上公表

## 2. 徴収関連業務

- 次の公金の徴収関連業務（電話・文書等による自主的納付の勧奨、居所不明者の住所の調査業務等）について、民間委託を行うことができる範囲の明確化や先進事例の周知を実施
  - ① 地方税、② 国民健康保険料等、③ 公営住宅の滞納家賃、④ 公立病院の医業未収金
- 地方公共団体の公金の債権回収業務について、現行法上可能な官民連携方法をわかりやすくまとめまた「「公金の債権回収業務」～官民連携にむけて～」を公表
- 地方公共団体の公金債権回収業務において、民間委託する有用性や、回収業務の現状、回収が進まない要因と課題等について、「地方公共サービス小委員会 報告書（平成26年3月）」を公表

## 3. 公物管理関連業務

- 次の施設の維持管理業務について、地方公共団体の判断に基づき円滑・適切な民間委託が実施できるよう、手引きの作成・公表、先進事例の周知などを実施
  - ① 水道施設、② 工業用水道施設、③ 下水道関連施設

## 4. 統計調査関連業務

- 地方公共団体が実施する次の統計調査関連業務について、民間開放を推進
  - ① 総務省所管の基幹統計調査（科学技術研究調査を除く）
  - ② 文部科学省所管の基幹統計調査

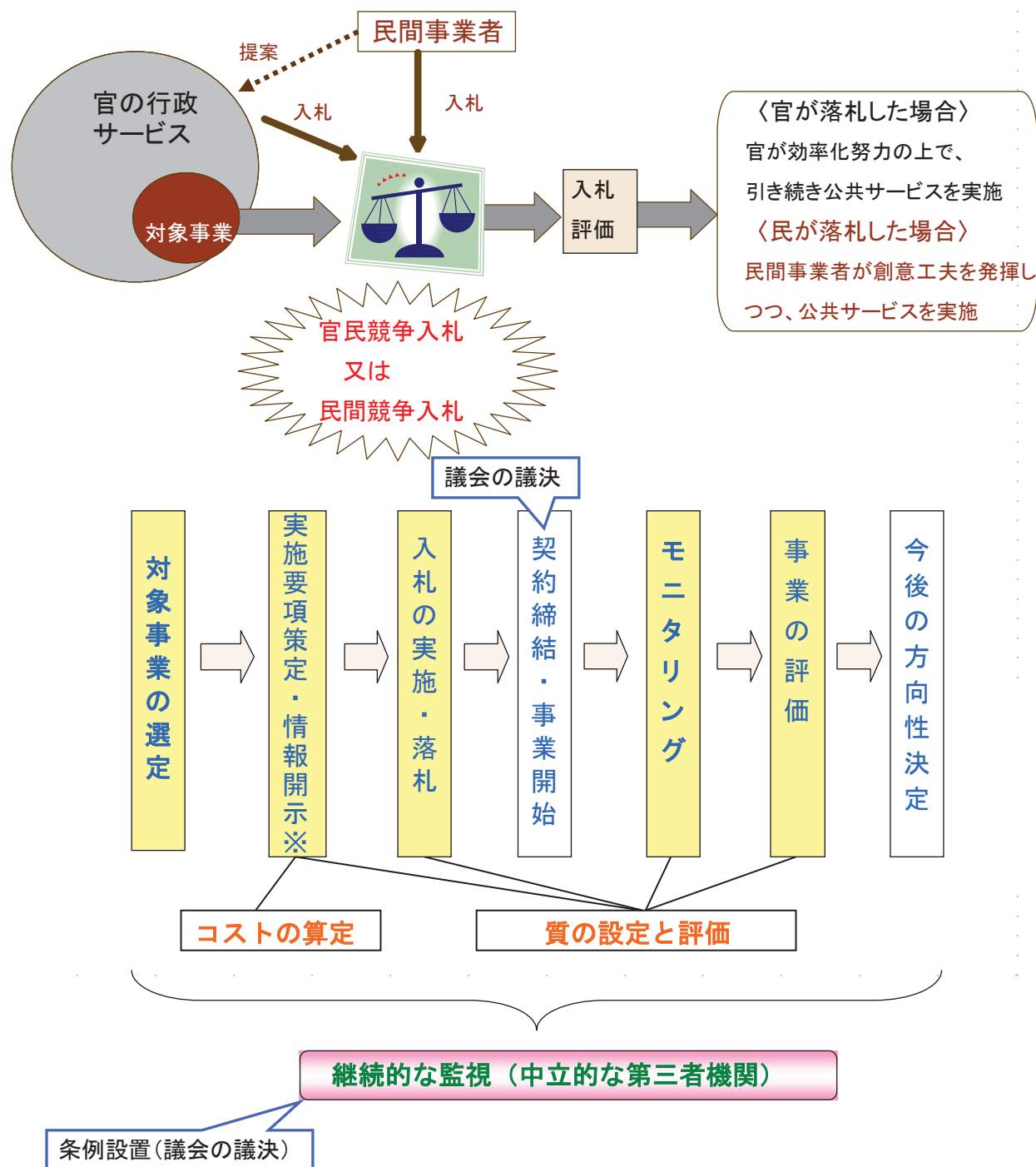
## 「市場化テスト」に関する地方公共団体の取組状況

平成27年3月現在

- 法に基づく「市場化テスト」(特定公共サービスを対象とした官民競争入札又は民間競争入札)を実施、又は実施を決定している事例
  - 北海道由仁町（三川支所窓口業務）（官民競争入札）
  - 宮城県丸森町（まちづくりセンター7箇所の窓口業務）（民間競争入札）
  - 長野県南牧村（野辺山出張所窓口業務）（民間競争入札）
  - 兵庫県神河町（センター長谷窓口業務）（官民競争入札）
  - 茨城県守谷市（公民館3箇所の窓口業務）（民間競争入札）
  - 大阪府箕面市（証明書発行拠点の拡大）（民間競争入札）
  
- 法に示す手続き(法第3章第3節)を参考に、官民競争型「市場化テスト」(官民競争入札)を実施している事例
  - 岩手県（法人二税関連業務）
  - 東京都（都立技術専門学校における求職者向け公共職業訓練業務）
  - 愛知県（県自治研修所職員研修業務、県旅券センター旅券申請窓口業務、名古屋高等技術専門学校短期課程「OA ビジネス科」業務）
  - 和歌山県（県庁南別館管理運営業務）
  - 岡山県（職員公舎等管理業務）
  - 岩手県奥州市（水道止水栓開閉栓業務）
  - 岡山県倉敷市（車両維持管理業務）
  
- 法を参考に、「自治体版市場化テスト」として、民間提案型「市場化テスト」を実施している事例
  - 北海道（旅券業務）
  - 大阪府（職員研修業務、建設業許可申請の受付等業務、自動車税コールセンター等業務、府営水道管理運営業務、監査業務、税務業務、府立図書館管理運営業務、宅建業免許申請受付等業務、居宅サービス事業者及び障がい福祉サービス事業者等指定申請受付等業務、府営住宅家賃催告・債権回収業務）
  - 熊本県（くまもと県民交流館・NPO活動支援業務、県立農業大学校給食委託事業、放置車両確認事務委託業務）
  
- 「市場化テスト」に関する条例・ガイドライン等の策定、「市場化テスト」の実施等の公表に関する事例
  - 東京都足立区（足立区における公共サービス改革の推進に関する条例）
  - 神奈川県横浜市（提案競争型公共サービス改革制度ガイドライン）
  - 岐阜県多治見市（多治見市市場化テストガイドライン（基本指針））

# IV. 市場化テスト導入にあたっての留意事項

法に基づく「市場化テスト」の手続きの流れ



※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）により、努力義務となりました。ただし、法第 34 条第 1 項各号の業務を官民競争入札又は民間競争入札の対象とする場合は、実施要項を策定する必要があります。

## (1) 対象事業の選定について

対象事業の選定は、「市場化テスト」の導入を検討するうえで第一に直面する課題です。

地方公共団体における「市場化テスト」の導入にあたっては、官民競争入札等を実施する効果を検討するだけでなく、対象事業の選定から事業実施後の評価と見直しまでを含めたプロセス全体を通して公共サービスの見直しを図っていくことが重要です。

既存の事例では、以下のような方法がとられています。

① 全事務事業を棚卸の上、廃止、官民競争入札、民間競争入札を決定

【具体例】：倉敷市、多治見市（ガイドライン策定）

② 地方公共団体が特定の公共サービスを選定する方法

【具体例】：和歌山県

③ ①の作業を前提に、民間企業からの提案によって、官民競争入札等の検討を行う方法

【具体例】：愛知県

## (2) 公共サービスの質の設定と評価について

「市場化テスト」を実施するにあたっては、民間事業者が創意工夫を発揮しつつ公共サービスを提供できるよう、公共サービスを実施するうえでの作業手順や方法を細かく指定するのではなく、最終的に提供されることとなる公共サービスの「質」を、実施要項において事前にわかりやすい形で設定して示すことが求められます。

また、設定された質が達成されたかどうかを確認するとともに公共サービスの見直し等を行うため、事業期間終了後に評価をしっかりと行うことが必要です。



### 地方公共団体の「市場化テスト」における質の設定例

	業務概要	確保すべき質の設定
東京都	都立技術専門学校(職業能力開発校)における求職者向け公共職業訓練	①東京都職業訓練基準に記載の技能到達水準を満たすこと ②訓練修了後3ヶ月間の就職率70%以上を目標とし、訓練及び就職支援体制を整えること。
愛知県	旅券申請窓口業務	・終了時間:午後5時30分までに、受理した書類全てを県に引き渡し業務終了 ・1 申請書あたりの平均処理時間:県が定めるサービス基準(約5分) ・誤審査率:(現在の実績と同程度)月間2%以内
	自治研修所職員研修業務	・受講者数:各研修につき定員の90%以上 ・受講者の評価:80%以上の受講者が「理解できた」「内容・水準は適当」「講師の指導が効果的」「研修成果を職場で実践したい」などの評価

### (3) 官のコストの算定について

「市場化テスト」における官のコストを考えるにあたっては、官民競争入札等の実施にあたっての官のコストの正確な把握と官民間の公平な比較が必要なことから、事前情報の開示において、官民競争入札等の結果としてのコスト面の効率化や官民間の入札額の公平な比較を説明できるようにすべきです。

また、官のコストにおいては、通常民間ではコストとして入札額に含める費目はどのように処理されており、入札にあたってはどう扱われるのかといった点が明確でなく民間事業者にとってわかりにくい面があるので、官のコストの算出にあたっては、対象公共サービスの官民間の情報の非対称性をできるだけ事前に取り除くように努めることが必要です。

#### コストの算定のための指針等

- 「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」  
(平成18年12月官民競争入札等監理委員会決定、平成26年5月21日改正)
- 「官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定及びその調整に関する指針」  
(平成18年12月官民競争入札等監理委員会決定)
- 「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」  
－「行政コスト計算書」と「各地方公共団体全体のバランスシート」－  
(平成13年3月総務省自治財政局)

#### (4) モニタリングについて

契約を締結し、事業が開始されると、発注者である地方公共団体は、公共サービスが適切に提供されているかについて、事業実施期間中、絶えずチェックをする必要があります。このチェックを一般的に「モニタリング」と称しています。

従来から、地方公共団体において、仕様発注による業務委託については、仕様書どおりに実施しているかを中心にチェック（モニタリング）されていますが、「市場化テスト」では、民間事業者の創意工夫により、行政サービスの「質」を維持向上しているかを中心にモニタリングすることが非常に重要です。

なお、公共サービス改革法では、監督等に関する規定を定めていますが、モニタリングについての具体的な手法については定められていないので、以下の点に留意して実施してください。

##### モニタリングに関する留意点

- ・ モニタリング状況の把握、情報の開示
- ・ モニタリングとの関連で考えておくべき質の設定
- ・ モニタリングの主体、手法
- ・ 官民競争入札の場合のモニタリングの手法
- ・ 効果的・合理的なモニタリングの導入
- ・ モニタリングの改善方策
- ・ 問題が確認された場合の対応方法
- ・ 契約上の位置づけ、盛り込めないものの位置付け
- ・ 契約になじまないものの取り扱い（運用で可能なものかどうか）
- ・ モニタリングの趣旨・目的の明確化

## (5) 官民競争型「市場化テスト」について

官民競争入札を行う場合、これまで入札の対象となる公共サービスを担ってきた官が、競争に参加する役割のみならず、担い手の選定の役割も果たすこととなります。このため、前段階での官と民間事業者等との間の情報格差の排除や選定段階での透明性・公平性の確保など、従来の入札にはなかった問題に対応する必要性が生じてきます。

官と民が共通の条件下で公正かつ透明な競争を行うための手続を示している公共サービス改革法（第3章第3節）に沿った形で、官民競争入札を実施した、先進事例（東京都、愛知県、和歌山県、岡山県、倉敷市）を検証すると、官民競争型「市場化テスト」の特徴は以下のとおり整理できます。

### 官民競争型「市場化テスト」の特徴

- ① 質の維持向上及び経費の削減
- ② 行政職員の意識改革、官の業務改革
- ③ 民間事業者の創意工夫の反映
- ④ 競争性の確保
- ⑤ 情報の開示
- ⑥ 第三者機関によるチェック

また、官民競争入札導入の意義や実施上の留意点として以下の点があげられます。

### 官民競争入札導入の意義

#### ① 公共サービスへの競争環境の導入

官民が総合評価方式による入札により、互いに業務改善に努め創意工夫を重ねるため、官民どちらが落札しても、質・コストの両面での改善が期待できます。

#### ② 民間開放・民間活用の一手法

公共サービス提供主体の再検討となり、官民の創意工夫が反映され、質の維持向上と経費削減が同時に図られ、第三者機関によるチェックが制度上規定されており透明性が高くなります。

#### ③ 制度導入に向けた検証としてのモデル的取組

#### ④ ビジネスチャンスの拡大

### 官民競争入札実施上の留意点

#### ① 業務範囲の設定

#### ② 民間事業者に対し公務員と同等の守秘義務を課す必要性

#### ③ 確保されるべき質の設定と評価方法

#### ④ コストの算定

#### ⑤ 入札時の情報遮断措置等実施プロセスの透明性・公平性の確保

## V. 参考資料

### 英国・米国における「市場化テスト」

- 英国では、サッチャー（保守党）政権において、肥大化した地方政府のコスト削減を目的として、地方政府の公共サービスの提供に「市場化テスト」が導入されました。
- 1980年に導入された「強制競争入札(Compulsory Competitive Tendering : CCT)」は、地方政府が法により特定された公共サービスを提供する際には官民競争入札を義務付けるという徹底したものでした。この結果、官の業務の見直しが進むとともに、民間委託される業務分野が段階的に拡大し、コスト削減が図られました。

時期	英国における強制競争入札(CCT)の対象分野
1980	建築請負、公共建築物維持管理、道路維持管理(2万5千£超)、5万£超の下水建設
1988	ごみ収集、公共建築物清掃、道路清掃、学校給食、社会福祉施設給食、その他施設給食、公用車維持管理、グラウンド維持管理
1989	スポーツ・レジャー施設維持管理
1994	路上駐車場(パーキングメーター)管理、施設保安、公営住宅維持管理、法律関連事務、建築設計、不動産関連事務
1995	情報処理、財政、人事※

※注)法定されたものの、全面実施には移されていない

出典：稲沢克祐著「自治体の市場化テスト」学陽書房（2006.6）

- 1997年に保守党から労働党のブレア政権に代わり、CCTの強制的側面は廃止されましたが、「バリュー・フォー・マネー」という考え方のもと、公共サービスのコスト削減のみならず、質の維持・向上を図っています。
- 米国においては、1980年代後半からインディアナポリス市などの自治体で、独自に官民競争入札制度を作ったり、既存の公共調達の手続きの中で、実務的に公的主体の現業部門も競争入札に参加したりする手法で、市場化テストが実施され、コストの削減と質の向上に貢献しています。

## 官民競争入札等監理委員会

「公共サービス改革法」においては、競争の導入による公共サービスの改革の実施過程について、その透明性、中立性および公正性を確保するため、官民競争入札等監理委員会を内閣府に設置しています。

また、「公共サービス改革法」は、「国の行政機関は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めるものとする。」（第4条2項）と定めていることから、官民競争入札等監理委員会の小委員会として「地方公共サービス小委員会」を設けています。

### ★官民競争入札等監理委員会の権能

- 公共サービス改革基本方針の案の議を経ること
- 官民競争入札実施要項等の議を経ること
- 官民競争入札の落札者の決定に係る評価の議を経ること
- 前記の事務等に係る報告の徴収、勧告等 など

### ★地方公共サービス小委員会について

地方公共団体等からの意見聴取をするとともに、地方公共団体における「市場化テスト」導入等に関する審議を行うため、官民競争入札等監理委員会に地方公共サービス小委員会を設置しています。

主査	北川 正恭	早稲田大学マニフェスト研究所 顧問
副主査	稲生 信男	東洋大学国際地域学部 教授
副主査	清原 慶子	東京都三鷹市 市長

専門委員	荒川 潤	愛知県知事特別秘書
専門委員	生島 佳代子	東日本国際大学 客員教授、 東京富士大学 特別講師

専門委員	石津 賢治	埼玉県北本市 市長
専門委員	柏木 恵	(一財)キャノングローバル戦略研究所主任研究員
専門委員	辻 崇成	弁護士
専門委員	野口 晴子	早稲田大学政治経済学術院 教授

(敬称略 50音順)

### ★地方公共団体との研究会

地方公共サービス小委員会の活動と連携した地方公共団体の実務担当者との研究会を開催しています。

平成19年度から20年度にかけて、地方公共団体における「市場化テスト」の導入・実施における実務的課題を検討し、その成果を「平成20年度 地方公共団体との研究会 報告書～「市場化テスト」導入の手引き～」(平成21年3月)として公表しました。

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/kenkyu/pdf/houkokusyo2008.pdf>

近年では、地方公共団体の債権管理の事例研究、公金の債権回収の民間委託に関する実務的課題、債権管理の法務知識の研修などについて開催しています。

## 連絡先 および 関連リンク

### 連絡先 内閣府 公共サービス改革推進室

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階  
電話（直通）03-5501-2646 FAX 03-3597-1310

○内閣府（公共サービス改革推進室）では、地方公共団体・民間事業者等からの意見聴取、地方公共団体が「市場化テスト」の取組を可能とするための環境整備（「公共サービス改革基本方針」の作成、「地方公共サービス小委員会」での検討・審議等）、地方公共団体との研究会の開催など、「市場化テスト」に関する地方公共団体の取組支援、普及・啓発等を行っています。

○さらに詳しい情報が必要な方は、下記のHP、資料を参照して下さい。

### <市場化テストの概要、標準例等>

地方公共団体の市場化テストに関するHP

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/chihou.html>

- 市場化テスト関連通知（内閣府平成20年1月17日付通知 等）  
<http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/tsuchi/tsuchi.html>

### <官民連携の手引き、事例等>

地域の公共サービス改革に関するHP

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/chihou.html>

- 「「公金の債権回収業務」～官民連携にむけて～」
- 「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」

### <地方公共団体との研究会>

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/kenkyu/kenkyu.html>

- 「平成20年度 地方公共団体との研究会 報告書～「市場化テスト」導入の手引き～」（平成21年3月）
- 公金債権回収に関する法務研修の資料 等

### <地方公共サービス小委員会>

小委員会審議資料、26年3月報告書、試行自治体 等

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/chihou.html>

- 「地方公共サービス小委員会 報告書」（平成26年3月）
- 公金債権回収業務における試行自治体の実施結果

### <委託調査報告書>

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/kouhyou/chousa/chousa.html>

- 国立大学附属病院・国公立病院等における医業未収金の徴収手法等に関する調査（平成27年2月）
- 地方公共団体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査（平成26年2月）

等